

すいかの里生産支援奨励金交付要綱

(平成23年3月17日告示第33号)

改正 平成24年7月9日告示第128号 平成25年3月25日告示第53号
平成28年3月31日告示第63号 平成31年3月13日告示第27号
令和4年3月31日告示第61号 令和5年3月14日告示第30号
令和6年3月19日告示第33号

(目的)

第1条 この要綱は、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、すいかの里生産支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、富里市の特産物であるすいか生産を奨励することにより、すいか生産者の減少を抑制し、あわせて、すいか生産者の生産意欲向上を図り、もって富里すいかの銘柄維持及び元気のある富里の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通栽培 育苗期を除く全ての生育期間において、自然又はそれに近い気象条件（雨よけを目的として、ビニール又はポリエチレンで被覆する場合を含む。）で栽培する方法をいう。
- (2) 半促成栽培 温度調節を目的として、ビニール又はポリエチレンで被覆することにより、普通栽培よりも作物の生育を早める栽培方法をいう。
- (3) 抑制裁培 温度調節を目的として、ビニール又はポリエチレンで被覆することにより、普通栽培よりも作物の生育を遅らせる栽培方法をいう。
- (4) 農業生産法人 農地法（昭和27年法律第229号）第2条に定める要件を満たす法人をいう。
- (5) 農事組合法人 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、農業生産の協業を図ることを目的として設立された法人をいう。
- (6) 出荷組合等 農業協同組合及び共同出荷を目的として農業者が組織する組合をいう。

(対象者)

第3条 奨励金の対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 本市の住民基本台帳に記載されている個人事業主である農業者

イ 定款において市内に主たる事務所の所在地を置いている農業生産法人又は農事組合法人

(2) 販売又は出荷する目的で、すいかを生産し、生産面積を維持する意欲を持っていること。

(3) 農薬の使用状況等につき、生産履歴の記帳を実施していること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（奨励金の対象及び額）

第4条 奨励金の対象は、普通栽培、半促成栽培又は抑制裁培の方法によりすいかを栽培する面積（以下「対象栽培面積」という。）とする。

2 奨励金の額は、別表に定める基準額及び加算額の合計額とする。

（交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、すいかの里生産支援奨励金交付

申請書（別記第1号様式）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに市長に提出しなければならない。

（1）普通栽培及び半促成栽培 当該年度の4月末日

（2）抑制栽培 当該年度の7月末日

- 2 前項の規定による申請は、出荷組合等を代理人として申請することができる。この場合において、出荷組合等は、委任を希望する所属組合員に委任状（別記第2号様式）を署名または記名押印をさせ、これを申請書に添付しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するものとし、必要に応じて市長の指名する者に現地調査を行わせ、適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、すいかの里生産支援奨励金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定により承認を受けた者は、すいかの里生産支援奨励金実績報告書（別記第4号様式。以下「実績報告書」という。）を作成し、当該年度に生産したすいかの出荷又は販売が完了した後、市長が指定する日までに、実績報告書に、出荷又は販売したことが確認できる書類及び生産履歴が確認できる書類の写しを添えて、市長へ提出することとする。

（交付確定）

第8条 市長は、前条の規定により報告があったときは、速やかにその内容を審査するものとし、奨励金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合するときは、交付すべき奨励金の額を確定し、すいかの里生産支援奨励金交付確定通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第9条 前条の規定により通知を受けた者が、奨励金の交付を受けようとするときは、すいかの里生産支援奨励金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更及び取消し）

第10条 市長は、奨励金の交付を決定した後に申請者がすいか生産の全部又は一部の生産を取りやめた場合には、その事情等を聴取した上、必要があると判断した場合には奨励金の全部又は一部を取り消し、その決定の内容を変更することができる。

（奨励金返還）

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により奨励金の交付決定を受けた者又

は奨励金の交付を受けた者があるときは、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(支払台帳等)

第12条 第5条第2項の規定により委任を受けた出荷組合等は、奨励金の支払を受けたときは、速やかに委任者に奨励金の支払をしなければならない。

2 前項の場合において、出荷組合等は、委任者に支払を行った証として、すいかの里生産支援奨励金支払台帳（別記第7号様式）を整備することとし、市長から求めがあった場合には、これを提示できるよう5年間保存するものとする。

(暴力団密接関係者)

第13条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、第3条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成24年7月9日告示第128号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日告示第53号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第63号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日告示第27号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第61号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19告示第33号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第４条関係）

１ 基準額

区分	補助率及び補助金額
普通栽培 半促成栽培	対象栽培面積１０アールを超える部分につき、 １アール当たり１，０００円を乗じて得た額
抑制栽培	対象栽培面積１０アールを超える部分につき、 １アール当たり３００円を乗じて得た額

２ 加算額

区分	補助率及び補助金額
対象栽培面積が、前年度に市長に提出した実績報告書に記載された面積と比較して１０分の１以上となった場合	基準額の１０分の１
前年度に奨励金の交付を受けていない場合	

備考

- 普通栽培及び半促成栽培による場合において、基準額及び加算額の合計に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 抑制栽培による場合において、基準額及び加算額の合計に１００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

富里市長

様

申請者 （住所）

（氏名）

㊞

すいかの里生産支援奨励金交付申請書（普通栽培、半促成栽培・抑制栽培）

年度すいかの里生産支援奨励金の交付を受けたいので、富里市補助金等交付規則第 5 条第 1 項及びすいかの里生産支援奨励金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 奨励金の交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 生産計画
- (2) 委任状（個人申請の場合は不要）

(別添)

(1) 生産計画

生産者 住所・氏名	生産ほ場の所在地	栽培方法	栽培面積	備 考
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
	小計		アール	
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
	小計		アール	
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
	小計		アール	
合 計			アール	

注 生産者ごとの小計を記入すること。

(2) 奨励金の算出

生産者氏名	計算式 栽培面積－10アール＝対象面積		奨励金
			円
			円
			円
小 計			基準額(A) 円
前年度比110%以上又は 前年度に奨励金の交付を受けていない場合 基準額(A)×10%を加算			
前年度栽培面積 a	申請時栽培面積 a	前年度比 %	(B) 10・0%
小 計			加算額(A)×(B)=(C) 円
合 計 (普通栽培、半促成栽培：1,000円未満の端数切捨て) (抑制栽培：100円未満の端数切捨て)			(A)+(C) 円

(3) 委任状（別添）

注1 個人申請の場合、委任状は不要

2 奨励金振込先金融機関の通帳等の写しを添付すること。

委任状

私は、すいかの里生産支援奨励金交付要綱に基づき交付される奨励金に関する一切の権限を
に委任します。

年 月 日

住所 富里市

氏名

印

第3号様式（第6条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



年度すいかの里生産支援奨励金決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったすいかの里生産支援奨励金交付について、富里市補助金等交付規則第6条及びすいかの里生産支援奨励金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

1 交付決定額 円

※ 個別明細について記入する。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

富里市長

様

申請者 （住所）

（氏名）

㊞

すいかの里生産支援奨励金実績報告書

年 月 日付け指令第 号をもって奨励金の交付の決定を受けた 年度すいかの里生産支援奨励金について、富里市補助金等交付規則第15条及びすいかの里生産支援奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 奨励金の交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 生産実績
- (2) 出荷又は販売をしたことが確認できる書類の写し
- (3) 生産履歴が確認できる書類

(別添)

(1) 生産実績

生産者 住所・氏名	生産ほ場の所在地	栽培方法	栽培面積	備考
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
	小計		アール	
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
	小計		アール	
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
			アール	
	小計		アール	
合 計			アール	

注 生産者ごとの小計を記入すること。

(2) 奨励金の算出

生産者氏名	計算式 栽培面積－10アール＝対象面積		奨励金
			円
			円
			円
小 計			基準額(A) 円
前年度比110%以上又は 前年度に奨励金の交付を受けていない場合 基準額(A)×10%を加算			
前年度栽培面積 a	実績報告時栽培面積 a	前年度比 %	(B) 10 ・ 0 %
小 計			加算額(A)×(B)=(C) 円
合 計 (普通栽培、半促成栽培：1,000円未満の端数切捨て) (抑制裁培：100円未満の端数切捨て)			(A)+(C) 円

(3) 出荷又は販売をしたことが確認できるものの写し（別添）

(4) 生産履歴が確認できるものの写し（別添）

達第 号
年 月 日

様

富里市長



年度すいかの里生産支援奨励金交付確定通知書

年 月 日付けで提出のあったすいかの里生産支援奨励金実績報告書について、富里市補助金等交付規則第 16 条及びすいかの里生産支援奨励金交付要綱第 8 条の規定に基づき審査した結果、次のとおりすいかの里生産支援奨励金の額を確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

第 6 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

富里市長 様

申請者 （住所）

（氏名）

㊞

年度すいかの里生産支援奨励金交付請求書

年 月 日付け達第 号で額の確定のあった 年度
すいかの里生産支援奨励金について、富里市補助金等交付規則第 18 条及びす
いかの里生産支援奨励金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

3 奨励金の振込先

(1) 金融機関名 (支店名)

(2) 口座種別

(3) 口座番号

(4) 口座名義人(フリガナ)

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

年度すいかの里生産支援奨励金支払台帳

出荷組織名：

番号	住 所	氏 名	対象面積 (アール)	金 額	受領印
1	富里市			円	
2	富里市			円	
3	富里市			円	
4	富里市			円	
5	富里市			円	
6	富里市			円	
7	富里市			円	
8	富里市			円	
9	富里市			円	
1 0	富里市			円	
1 1	富里市			円	
1 2	富里市			円	
1 3	富里市			円	
1 4	富里市			円	

注 委任者へ振込をした場合は、振込依頼書等の写しを添付することで、受領印を省略することができる。